

2024年度に向けた政策制度要請に伴う回答と見解について

政策制度要請先：神奈川県

政策制度要請日：2023年 9月6日

政策制度回答日：2023年12月4日

I. 政策制度の要請

1. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

要請内容	神奈川県回答	見 解
(1) SDGs推進と協同組合の促進・支援 SDGsの達成に向けた取り組みが各種の要因により停滞していることから、改めて協同組合や労働組合、労働者福祉に関わる団体などが連携し、地域における貧困・格差・福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組み、持続可能な社会づくりに向けて役割が発揮されるように行政による支援を強化すること。【補強継続：中央労福協】	(1) SDGs推進と協同組合の促進・支援【回答：産業労働局】 令和4年10月1日に施行された労働者協同組合法は、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業の実施を促進し、持続可能で活力ある地域社会を目指す法律で、当該法により設立された労働者協同組合は、労働者派遣を除く地域における様々な活動を非営利法人として実践することが可能です。本県としては、地域課題の解決に取り組んでいる方々に対し、同法を周知・啓発することで、諸団体等が連携し、持続可能な社会づくりに向けて役割を発揮するよう支援してまいります。	(1) SDGs推進と協同組合の促進・支援 労働者協同組合法をもとに、地域課題に対する取り組みを関係諸団体が連携し、役割発揮がされるよう支援するとの回答を受けた。 SDGsがめざす、持続可能な社会を構築するためには今まで以上の取り組みが必要とされていることから、引き続きの要請が必要と考える。

2. 防災・減災対策の強化

要請内容	神奈川県回答	見 解
(1) 平時における防災・減災の対策 ①災害から県民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、災害予防・減災対策の取組を確実に推進することとし、以下の事項について実効性のある施策を講ずること。【継続補強；中央労福協、神奈川県生協連、神奈川県労福協】 (ア)災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があり、住民・地域等による「自助・共助」の取組みが求められることから、地域防災力の向上に対する防災分野の人材育成を支援すること。 (イ)災害発生に備え、避難支援を必要とする「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」の作成、ならびに福祉避難所の指定、受援体制の整備などを進めているが、市町村によっては十分に進んでいない状況があることから、計画策定に係る課題を調査・把握のうえ計画作成を支援すること。 ②近年、多様化する自然災害等に対し、災害に強い街づくりを進めるため、以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。【継続補強；中央労福協、連合神奈川、神奈川県労福協】 (ア)浸水範囲が広がる大規模な水害では避難場所も不足し、県や市町村の枠を超えた広域避難が必要になることから、学校や企業、地域における対応、通常の避難情報に対する広域避難の情報の提供の在り方などを整理し、広域避難に関する普及啓発の徹底に取り組むこと。 (イ)都心南部直下地震、神奈川県西部地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震にかかる地震被害想定調査の防災対策が2016年に公表されたが、災害対策を巡る環境の変化に対応した被害想定や防災行	(1) 平時における防災・減災の対策【回答：くらし安全防災局、福祉子どもみらい局】 ①(ア)県は、市町村と連携し、地域における「自助・共助」を担う自主防災組織のリーダー等を対象に、防災に関する知識・技術の習得や、地域・家庭等を通じた防災意識の向上と、防災行動力の強化を目的とした研修を実施しています。また、自主防災組織活動の資機材や訓練・研修に係る費用について、「市町村地域防災力強化事業補助金」により、市町村に対して財政的支援を行っています。 (イ)県では、個別避難計画が未作成の市町村課題の調査・把握のために、くらし安全防災局と福祉子どもみらい局がともに直接訪問の上、聞き取り・助言及び指導を行っています。また、個別避難計画の作成については、未作成市町村に直接訪問し、指導・助言するとともに、取組が進んでいる市町村の事例を市町村会議の場で共有するなど、市町村とともに検討し、作成が進むよう支援していきます。 ②(ア)県では、大型の台風の襲来が予測されるなど、浸水範囲が広がる大規模な水害が想定される場合に、台風接近前の段階から災害対策本部を設置し、市町村や輸送事業者などと、広域避難に関する調整に着手出来るよう、体制を強化しています。また、風水害時の広域避難の実施には、鉄道の計画運休も想定される中での、避難先や避難ルート、移動手段の確保などの課題があるため、県や市町村等で構成する広域避難研究会で検討を深めています。なお、県は、こうした広域避難に関する取組を、「神奈川県水防災戦略」に位置づけています。 (イ)県では、地震発生時の安全確保行動に関する県民や事業者の理解促進のため、「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」を、年間を通した普及啓発として位置付け、家庭、職場、イベントなどでの訓練実施を呼びかけています。また、携帯型の普及啓発リーフレット「かながわけんみんな防災カード」や、「地震防災チェックシート」等の作成・配布などにより、自助の促進を図るとともに、各種研修等の機会をとらえて防災に関する普及・啓発活動を行っています。 さらに、県は、平成27年3月に地震被害想定調査結果を公表し、地震防災対策を進めてきましたが、現在、令和5年度から2箇年かけて、新たに地震被害想定調査を進めております。調査では、最新のデータや科学的知見を参考に、これまでの社会構造や施策環境の変化、大規模災害対応事例等を反映するとともに、新たに「県民目線のシナリオ」を作成し、県民の皆様にも調査結果をご活用いただき、地震	(1) 平時における防災・減災の対策 ①と②について、神奈川県の防災・減災、自然災害への取り組みは評価できる。引き続き年明けに発生した能登半島地震における課題や取り組みの検証と、そこからの神奈川県内の状況と課題の把握が必要であり、今後の要請の参考としたい。

動の普及・啓発の徹底すること。 (ウ) 自然災害の多発や大規模災害発生の切迫が指摘される中、福祉分野と防災分野の垣根を越えて、高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な方々の個別避難計画の政策や福祉避難所の開設運営等について市町村をサポートすること。	防災の取組みに結び付けられるよう、普及啓発に努めてまいります。 (ウ) 県では、市町村の個別避難計画の作成状況の調査や事例の周知など、くらし安全防災局と福祉子どもみらい局が連携して個別避難計画作成の促進を支援しています。また、県では、福祉、医療、防災などの関係各課で構成する「福祉避難所市町村サポートチーム」において、福祉避難所の設置、運営に関する課題や好事例を把握し、これを市町村会議の場で共有するなど、市町村と意見交換を進めていきます。	
--	--	--

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

要請内容	２０１９年度 神奈川県回答	見 解
（１）教育の機会均等と奨学金制度等の拡充・改善 ①奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や奨学金返還支援制度（従業員を支援する企業への助成制度等を含む）を有する市町村への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている人を支援する取り組みを検討すること。 ②大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経済的困難が生じた学生にも配慮した上で制度の拡充を国に要望すること。 【継続補強；中央労福協、神奈川県生協連、神奈川県労福協】 （２）生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備 ①改正生活困窮者自立支援法の施行後５年の見直しにあたり、❶就労支援事業や家計改善支援事業の必須化、❷居住支援事業への再編など支援メニューの拡充、❸制度を支える相談支援員の雇用の安定と処遇改善、❹公的な住宅手当制度（普遍的な家賃補助制度）の創設、等について、国庫補助費の引き上げや制度の整備・運用改善を図るよう国に要望すること。 ②生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との密接な連携のもと、それぞれの特色を活かし、一体的で切れ目のない支援が行なえるように市町村と連携を図ること。 【継続補強；中央労福協、神奈川県労福協】 （３）生活保護制度の改善に伴う対応 全国の生活保護申請は、長く続いた新型コロナウイルス禍の影響や物	（１）教育の機会均等と奨学金制度等の拡充・改善【回答 教育局、福祉子どもみらい局 他】 ①高等学校奨学金においては、就職活動中の奨学生や、就職はしているが収入が少ない奨学生については、本県独自の猶予制度により、申請に応じて返還猶予を行っています。また、奨学生の中には、猶予ではなく、少額ずつでも毎月返還したいと希望する人もいることから、それぞれの個別の事情を丁寧に伺いながら、無理のない額から返還を始めていただくなど、柔軟な対応を行っています。国の実施する、奨学金を活用した若者の地方定着促進事業について、市町村に説明し、制度の導入を検討する場合には国による説明の場を設けるなど、市町村を後押ししていきます。 ②県教育委員会では、給付型奨学金については、可能な限り多くの人数を採用するよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に要望しています。日本学生支援機構の奨学金について、令和２年度から、経済的に困難な学生に向けた新たな給付型奨学金が始まっており、これまでも、制度の更なる拡充・見直し等を要望していますが、引き続き要望していきます。 令和２年４月に高等教育の修学支援新制度が創設され、一定の要件（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯）の学生を対象に、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金が合わせて措置されております。県では、これまで、多子世帯への支援の充実や、補助対象となる世帯の拡充、補助額の増額など、制度の拡充を国に要望してまいりました。国においても、令和４年８月に「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」を設置するなど、制度の在り方について議論を進め、令和６年度から、新たに多子世帯及び理工農系の中間層（年収６００万円程度までの世帯）に支援対象が拡大されることになりました。県では、引き続き、補助対象となる世帯の拡充や一人当たりの補助額の増額など、国に対してさらなる拡充を要望してまいります （２）生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備【回答 福祉子どもみらい局】 ①各自治体が必要な支援体制を構築し、実効性のある事業を推進できるよう、引き続き国に対して、国庫補助率の引き上げなど十分な財政措置を講じることを要望しています。また、必要に応じ、制度や運用を見直すことについても要望していきます。 ②制度をまたいで支援が行われる場合でも、一体的で切れ目のない支援となるよう、関係者間の連携を推進するとともに、研修等の場を通じて市町村におけるネットワーク構築を支援していきます。 （３）生活保護制度の改善に伴う対応【回答 福祉子どもみらい局】 ２０２３年１０月に改定された生活保護基準については、社会保障審議会生活保護基準部会におい	（１）教育の機会均等と奨学金制度等の拡充・改善 ①②奨学金に関する要請について、県内や国への要望など、評価ができる。この件は引き続き課題が多い箇所であることから、実態を把握しつつ制度の改善を求める要請を検討したい。 （２）生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備 ① ②について、国への要請と県内市町村への支援など、評価できる内容で確認できた。課題の解決状況を確認し次年度の取り組みを検討したい。 （３）生活保護基準の見直しに伴う住民生活の影響への対応

価高騰が重なり 3 年連続で増加している。2023 年 10 月に施行が予定されている生活保護基準の改定にあたっては、現下の物価高騰の影響をふまえるとともに、低所得者層の消費水準と生活保護基準を比較する方法を改め、新たな検証方法を確立し、健康的で文化的な生活水準が確保できるように国に要望すること。【継続補強：中央労福協、神奈川県労福協】 （４）子どもの貧困・虐待対策の強化 ①「こども計画」に策定にあたり、当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく「現在」の生活支援、経済的支援、教育支援、保護者の就労支援、等に取り組む基本姿勢をさらに明確化し、根本的な貧困対策の推進計画を作成すること。 ②神奈川県の子育て支援課は 220 人(2022 年 6 月)と発表され、4 年連続で減少している一方で、子育て支援では保育士の定着・確保が課題となっていることから、保育士の処遇改善啓発や現任保育士の就業継続支援、等の施策を講じるなど、市町村と連携を強め保育所等の整備や保育士の確保を推進すること。 【継続補強：中央労福協、神奈川県労福協】 （５）食品ロス削減とフードバンク活動の促進 ①神奈川県は農林水産省や消費者庁の施策、ならびに「神奈川県食品ロス削減計画」をふまえ、フードバンク団体の基盤強化（活動に必用な補助、事務所・倉庫・配送用車両のインフラ整備への助成、人材育成）に向け、支援策を講じるとともに、市町村や関係団体と連携を図り、地域に根付いたフードバンク団体の開設を促すこと。 ②「食品ロス削減の推進に関する法律」をふまえ、フードバンク団体と連携を図り、未利用食品の提供や有効活用の説明会等を積極的に展開し、フードバンク団体への寄贈を促すように努めるとともに、県内市町村が配備する防災備蓄品の有効活用について周知を徹底すること。 【継続補強：連合神奈川、神奈川県生協連、神奈川県労福協】	て、消費実態にかかる統計データ等を用いた検証が行われ、今般のコロナ禍や物価高騰の影響を踏まえ、臨時的・特例的な対応として加算措置が講じられることになりました。県においては、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分発揮されるよう、国に要望しております。 （４）子どもの貧困・虐待対策の強化【回答 福祉子どもみらい局】 ①本県では、子ども・若者施策に関する既存の計画（「かながわ子どもみらいプラン」、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」及び「かながわ子ども・若者支援指針」）を統合した一体的な計画として、こども基本法に基づく「県こども計画」を策定します。計画策定に当たっては、当事者である子どもの目線を反映した計画となるよう、パブリックコメントなど従来の方法に加えて、県が子どもたちの集まる場所に出向き、困りごとや要望を積極的に聞き取るアウトリーチの取組を進めていきます。また、計画に位置付ける具体的な施策については、今後国が策定する「こども大綱」を勘案し、子どもの貧困対策が実効性のあるものとなるよう検討を進めていきます。 ②保育所等の整備については、引き続き市町村と協力して整備を進めてまいります。保育士の処遇改善については、県から継続して国に要望してきており、国が処遇改善の取組を始める前の平成 24 年度と比べると、令和 5 年度までの 11 年間で約 18%の賃金引上げが実現しました。また、保育士確保の取組については、保育士不足の解消に向けて、地域限定保育士試験や保育士・保育所支援センターによる就職支援セミナー・就職相談会の実施などにより保育士確保の取組を進めてきました。さらに、市町村の意向を基に、潜在保育士の復職を促進するための短時間保育士雇上事業費補助などを実施しており、令和 5 年度は、近隣市町との合同による就職相談会を 2 地域で開催しています。今後も、処遇改善も含めた保育士確保の取組内容について、市町村と協議しながら、取組を進めてまいります。 （５）食品ロス削減とフードバンク活動の促進【回答 政策局、環境農政局、福祉子どもみらい局 他】 ①生活困窮者を支援する団体と協働して、フードバンクなどの情報を生活困窮者に届ける取組を進めています。フードバンク団体の活動について、かながわSDG s パートナーをはじめとする県内の企業・団体に周知することを通じて、賛助会員の増加や運営全般への支援に協力してまいります。身近な地域内での食の循環については、主に地元市町村による支援が適切であると考えていますので、県では、引き続き、国によるフードバンク活動支援事業などについて、市町村やフードバンクに対して情報提供を行ってまいります。 ②かながわSDG s パートナーをはじめとする県内の企業・団体に「フードドライブ」の実施を呼びかけていく中で、フードバンク活動の周知も図っています。事業者に対しては、県内政令市と協働で開催している、廃棄物の発生抑制などに関する説明会等において、食品ロス削減の取組事例の一つとして、未利用食品のフードバンクへの寄付についての情報を提供しています。なお、県内市町村が配備する防災備蓄品については、市町村それぞれの判断で、有効活用を図っていると承知しています。	国への要請について、確認できたので評価する。課題の解決状況を確認し次年度の取り組みを検討したい。 （４）子どもの貧困・虐待対策の強化 ①要請している計画策定時の取り組みは行われていて評価できる。 ②国への要請と県内市町村への支援など、評価できる内容で確認できた。課題の解決状況を確認し次年度の取り組みを検討したい。 （５）食品ロス削減とフードバンク活動の促進 ①と②要請した内容に対する回答は評価できる。今後は課題の解決状況を確認し次年度の取り組みを検討したい。
---	---	---

4. 消費者政策の充実・強化について

要請内容	2019年度 神奈川県回答	見 解
（１）消費生活相談員の拡充と体制強化	（１）消費生活相談員の拡充と体制強化【回答：くらし安全防災局】	（１）消費生活相談員の拡充と処遇改善
①多様化する消費者ニーズとDX化を想定し、消費生活相談員の育成と確保について、重点課題と位置づけ取り組むこと。	①県では、引き続き、高度化、複雑化する消費者トラブルへの対応力を高めるため、相談員の国民生活センター等への研修参加機会を確保するとともに、各分野の専門家を招いて実践的な	①と②要請した内容に対する、県の取り組みや市町村に対する取り組みについての回答は評価できる。

②コロナ禍での「巣ごもり消費」による消費者トラブルは、インターネット通販の利用増加（未経験者の増加）やスマートホンの普及等もあり、若者から高齢者まで幅広い世代でトラブルが発生していることをふまえ相談体制を強化すること。 【継続補強：神奈川県生協連、神奈川県労福協】 （２）消費者教育の強化 成年年齢引下げをふまえた若年層への消費者教育は、被害の未然防止、拡大防止の観点から、高校生や大学・専修大学生を対象とした消費者教育を市町村と連携し、強化すること。 【継続補強：神奈川県労福協】 （３）多重債務対策の強化 ①政府の多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会でも指摘されているとおり、総量規制の対象外でもある銀行カードローンに起因する過剰融資や、貸金業法等の適用を逃れＳＮＳ個人間融資・後払い現金化・先払い買取現金化等を行うヤミ金融などについて、多重債務防止の観点から啓発活動をはじめ法改正を含めた必要な対応を国と連携し取り組むこと。 ②民法の改正により、2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ多重債務の低年齢化など社会問題に発展するとことが懸念されることから、若者を対象とする「消費者被害予防教育」や「商品やサービスの取引に関する教育」を強化すること。 【継続補強：中央労福協、神奈川県労福協】	内容の研修を実施することにより、相談員の育成を図ります。また、全国的にも相談員のなり手不足の状況となっておりますが、社会的情勢等を踏まえ、引き続き相談員の確保に努めます。 ② 県では、平成29年度から、政令市を除く県内6地域に対して市町村支援相談員（現「指定消費生活相談員」）を担当として配置し、高度化、複雑化する消費者トラブル等への対応について、市町村の相談員が県の相談員に直接相談できる体制を整備しています。また、令和4年度からは、指定消費生活相談員を中心とした、消費生活相談担当者会議の地区別会議を実施し、市町村との情報交換、相談員同士の交流の機会を確保するなど、市町村支援体制の充実・強化を図っています。 （２）消費者教育の強化【回答 暮らし安全防災局、教育局】 県教育委員会では、令和4年4月からの成年年齢の引下げを踏まえ、自立した消費者の育成及び高校生の消費者被害の防止に向けて、関係各課と連携し、啓発資料を配付するなど、周知に努めています。また、県立高校生学習活動コンソーシアムに参画している金融機関等の協力を得て、ローン契約、クレジットカード等の契約の知識や悪徳商法から身を守る方法等の金融リテラシーなどに関する出前授業を実施しています。 県では、2020年3月に改定した「かながわ消費者施策推進指針」の「重点的取組み2」として「成年年齢引下げに伴う若者への消費者教育の充実」を位置付けており、教員が活用しやすい教材の作成・提供など市町村を含めた教育現場と連携した取組みや、ＳＮＳを積極的に活用した啓発の実施など、若者への消費者教育の強化に取り組んでいます。 （３）多重債務対策の強化【回答：産業労働局、暮らし安全防災局】 ①県では、ヤミ金融対策として、行政と民間が手を携えて対策を協議するための「神奈川県ヤミ金融対策連絡会議」を平成15年12月に設置し、ヤミ金融被害の未然防止対策について検討・実施しています。同会議には国（横浜財務事務所）も構成員として加わっており、随時情報交換等の連携を行い、啓発チラシや相談窓口一覧の作成及び配布を通じて、ヤミ金融被害の未然防止に取り組んでいます。このほか、県では、ホームページや県のたよりなどの広報媒体を通じて、県民に対する啓発の取組を引き続き進めてまいります。 ②県では、成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、ヤミ金融被害を未然に防止するため、県内の高等学校及び特別支援学校の2年生（中等教育学校は5年生）約6万6千人等を対象に、令和4年11月にリーフレットを作成配布いたしました。この取組は今後も継続し、十分な社会経験のない若年者のヤミ金融被害の未然防止に努めてまいります。学校・家庭等における金融教育について、県及び関東財務局や日本銀行横浜支店、県内の金融機関等で構成する「神奈川県金融広報委員会」の取組として、金融商品をどのように選択するかといった情報をホームページ等で提供しているほか、ファイナンシャルプランナーなどを講師とする金融に関連した出前講座を実施しています。	今後は課題の解決状況を確認し次年度の取り組みを検討したい （２）消費者教育の推進 要請した内容に対する回答は評価できる。引き続き現状の課題を見極めていく。 （３）多重債務対策の強化 ①と②要請した内容に対する回答は評価できる。引き続き現状の課題を見極めていく。
--	--	---

5. ディーセント・ワークの確立

要請内容	2019年度 神奈川県回答	見 解
（１）ハラスメントの防止 従業員を守るために、企業・業界が職場の状況に応じたガイドライン等を策定し、カスタマーハラスメントが起きない環境づくりを構築することが重要であり、事業主を対象とした、顧客等からの暴行、脅迫、暴	（１）ハラスメントの防止【回答：産業労働局、暮らし安全防災局】 国では、令和2年度に、カスタマーハラスメントも含めた職場のハラスメントに関する実態調査を実施し、その結果等を踏まえ、令和3年度に、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を作成し、ホームページへ掲載するなど普及啓発を行っています。	（１）ハラスメントの防止 要請した内容に対する回答は評価できる。引き続き職場の課題などを見極めていく。

言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関する相談体制の整備や被害を受けた従業員への配慮など被害防止の取組みを推進すること。 【継続補強：連合神奈川、神奈川県労福協】 （２）ジェンダー平等の推進 ① 中小企業・小規模事業者等において、女性の就業継続、正社員化、管理職登用を積極的に進めるため、誰もが子育てや介護、不妊・病気治療等、生活と仕事を両立できるよう長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入を進めるとともに男性の家庭参画への理解促進を図ること。 ② L G B T等の多様な性的指向・性自認への理解促進 性的指向・性自認の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的に調整する部局を定めること。また、性的指向・性自認に関する正しい理解の促進や当事者等が安心して暮らせる環境づくりを推進するための方針や取組内容を明らかにすること。 （３）ワーク・ライフ・バランスの推進 ① ワーク・ライフ・バランスやキャリアアップ機会の確保等の観点から、職務・勤務地・労働時間を限定した多様な正社員制度や勤務間インターバル制度の導入等の環境整備を積極的に進めるよう、県内企業に対する働きかけを強化すること。 ② 中期的な課題として介護保育所等の整備、中小企業のテレワーク導入支援の取り組みを一層強化し、多様で柔軟な働き方の普及を促進して仕事と家庭の両立を支援し、男性の家事・育児等への参画につなげること。 【継続補強：中央労福協、連合神奈川、神奈川県労福協】	県では、職場のハラスメント相談強化月間を設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会や職場のハラスメントに関するセミナー等を実施しています。今後も、職場のハラスメントなどの防止に向けて、引き続き普及啓発に取り組んでまいります。 （２）ジェンダー平等の推進【回答：福祉子どもみらい局、産業労働局】 ①「県では、神奈川の将来像や政策の基本方向をまとめた「かながわグランドデザイン基本構想」に基づき、職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現に向け、指標を設定の上、取り組んでおります。また、企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義及び重要性を伝えるセミナーを実施するとともに、企業・団体等の男性従業員を主なターゲットとして、県内の事業所等に講師を派遣し研修を行うことや、啓発資料「職場のためのパパの育休ガイド」の配布等により、ジェンダー平等や女性活躍の阻害要因となるジェンダーバイアス（性別役割分担意識）の解消を目指し、男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促し、男性の家事・育児等への参画を促進します。 ②県では、令和３年度に「かながわ人権施策推進指針」を改定し、分野別施策の項目として性的マイノリティを位置づけ、あらゆる場面で性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、主な取組の方向性等を明記しました。性的マイノリティ（L G B T等）の方々に対する理解増進を図るため、関連部署や当事者団体等と連携し、企業や児童福祉施設、そのほか希望する団体等において研修を実施しています。性的マイノリティの当事者及びその家族、支援者の依頼に応じ、専門的知識を備えた相談員を派遣して相談に応じる派遣型個別相談事業や、29歳以下の当事者及びその家族を対象とした交流会を実施しています。 （３）ワーク・ライフ・バランスの推進【回答 福祉子どもみらい局、産業労働局】 ①県は、多様な働き方等について、企業に周知していきます。 ②県では、多様で柔軟な働き方の普及を促進するため、中小企業等に対してテレワークに係るアドバイザーの派遣やセミナーを実施しています。保育所等の整備については、引き続き市町村と協力して整備を進めてまいります。	（２）ジェンダー平等の推進 ①と②要請した県の取り組み内容に対する回答は評価できる。 引き続き現状の職場課題などを見極め、次年度の取り組みを検討する。 （３）ワーク・ライフ・バランスの推進 ①と②、要請した内容に対する回答を確認した。引き続き職場の課題と県への要請項目の整理をしていく。
--	---	--

6. 中小企業勤労者の福祉格差是正

要請内容	神奈川県回答	見 解
（１）中小企業勤労者の格差是正 ① 中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生に向けて、広域化を推進するとともに、中小企業の「働き方改革」を福利厚生面から支える総合的福祉センターを展望し、魅力あるサービス内容への抜本改革を進められるように県の責務を果たすこと。 ② 地域の福祉団体やN P O等とのネットワークにより、個別企業では提供困難な子育て・介護支援、生活福祉相談、生涯生活設計支援、共済・生活保障、自己啓発、健康増進、生きがいづくり、等のワーク・ライフ・バランスの支援や勤労者の多様なニーズにこたえるサービスが提供できる環境をつくること。 【継続補強：中央労福協、神奈川県労福協】	（１）中小企業勤労者の格差是正【回答：産業労働局、政策局】 ①中小企業と大企業の福利厚生格差を是正し、勤労者の福利厚生を向上させるため、市町村は単独もしくは複数で中小企業勤労者福祉サービスセンターを設立し、勤労者や事業者が参画することによって、サービスセンターの円滑な運営を図っています。県としても、サービスセンターの運営活性化を支援する立場から、県内勤労者や事業主を対象にサービスセンターへの加入促進を図るため、さまざまな県媒体を用いて広報の協力を図ってまいります。なお、サービスセンターについては、政策的支援や財政的支援は考えていませんが、サービスセンターや市町村のニーズに応じて、広く情報提供を行うとともに、個別のご相談への対応・助言等に努めてまいります。 ②県では、地域課題の解決に向けて、N P O、企業、大学等の参加者同士が情報交換などを行いながら交流を深めることができる出会いの場として「パートナーシップミーティング」を開催し、多様な主体による協働・連携を促進しています。	（１）中小企業勤労者の格差是正 ①と②、要請した内容に対する回答を確認した。引き続き職場の課題と県への要請項目の整理をしていく。

--	--	--

7. 安心して暮らせる地域社会づくり

要請内容	神奈川県回答	見 解
（１）持続可能な地域医療体制の整備 ①今般の新型コロナウイルス感染症対応により得られた知見をふまえ、新興感染症等が発生した際の影響にも留意しつつ、地域の実情に応じた持続可能な医療提供体制の確保に向け議論を行い、平時から備えること。 ②持続可能な地域医療体制・病院の統合・指定医療機関や衛生研究所の体制・意思臨床研修の定員については、国の「地域医療構想」および神奈川県の「医療計画」等の着実な推進に向けて検討されるべき内容であることから、地域医療構想等について将来的な課題等もふまえ、必要な意見を集約し積極的に取り組むとともに、必要に応じて国に申し入れること。 ③2025 年には約 2 万 5 千人の看護職員不足が見込まれることから、看護職員の再就業対策等について、①安心して再就職できるように無料研修の実施、②県内の全准看護師が看護師に移行できるような支援策の強化、③修学資金の枠の拡大、等に取り組むこと。 【継続補強：神奈川県生協連・神奈川県労福協】	（１）持続可能な地域医療体制の整備【回答：健康医療局】 ①県では、今年度中に第 8 次神奈川県保健医療計画を策定することとしていますが、従来から計画に位置付けている救急医療などに加え、新たに計画に位置付ける新興感染症対策にも取り組むなど、時代の変化に対応した持続可能な医療体制を構築できるよう取り組みます。 ②地域医療構想の推進については、今後の医療需要に一定対応しつつ、医療人材の確保等の観点から、限られた医療資源を効率的に運用することが重要です。そのため、将来を見据え、地域にとって最適な医療提供体制を整備するため、神奈川県保健医療計画推進会議や地域医療構想調整会議において、地域の医療関係者のご意見を伺いながら検討を進め、第 8 次神奈川県保健医療計画において着実に取組を進めます。 また、国への働きかけについては、関係会議でのご意見も参考に、課題の解決に向け、国研修会や会議の場を活用し、必要に応じ本県の意見・要望について伝えていくことも検討してまいります。 ③①県は、看護職員の再就業対策として、県ナースセンターを通じ、未就業看護職員に対する無料の復職支援研修、無料職業紹介等を実施しています。②また、准看護師に対しては、准看護師が看護師資格取得を支援するための修学資金貸付制度を設けており、進学支援を図っています。③修学資金については、上記の准看護師向け修学資金を令和 3 年度に新設し、さらに、県内自治体の保健師業務に従事する有能な人材を育成するため、令和 5 年度に保健師修学資金を新設しました。 引き続き、県内の就業看護職員を一層確保していく必要があることから、上記の取組みを含め、新規養成、県ナースセンターによる復職支援、離職防止等の定着促進等を推進するため、効果的・効率的な取組みを実施してまいります。	（１）持続可能な地域医療体制の整備 ①、②、③と要請した内容に対する、県の取り組みや市町村に対する取り組みについての回答は評価できる。引き続き現状課題を確認し次年度の取り組みを検討したい。
（２）保健所体制の強化 多様化、高度化する住民ニーズや保健課題に的確に対応できるよう、神奈川県の保健師数を全国平均並みに引き上げるなど必要数を確保すること。加えて、住民の健康の保持増進や回復をはかるための様々な活動を展開し、推進できる保健師の育成と確保すること。 【継続補強：神奈川県生協連・神奈川県労福協】	（２）保健所体制の強化【回答：健康医療局】 県では、通常の採用に加え、平成 30 年度から保健師の経験者採用を開始しており、これまで 41 人を採用しています。今後も即戦力としての経験者を確保して年代的に手薄な中堅職員を増やすとともに、保健所の業務の効率化、時間外労働の削減など、保健師にとって働きやすい職場をつくることで、一人でも多くの確保につながるよう保健所の体制強化に努めてまいります。 また、県では、病院等から奨学金を借受けて、その返還の免除を受けるために、本当は資格取得後すぐに保健師としての就業を希望しながら、最初の数年間を当該病院等に看護師として就業する選択をしないで済むよう、行政保健師を目指す学生に特化した保健師修学資金を令和 5 年度に創設しました。 今後 10 年間、県内外の保健師養成課程に在籍する者 50 人（※）に対し、月額 4 万円を最大 2 年間貸し付ける予定です。多様化、高度化する住民ニーズや保健課題に的確に対応できるよう、神奈川県内行政保健師数を全国平均並みに引き上げることを目指して取り組みます。さらに、県では、行政保健師が、より効果的・効率的に住民の健康に係る様々な活動を展開・推進できるよう、階層別研修の実施等、保健師の専門能力向上に取り組んでまいります。 ※…毎年度の予算人数（予定）	（２）保健所体制の強化 要請した内容に対する、県の取り組みや市町村に対する取り組みについての回答は評価できる。特に保健師の育成と確保状況などを確認し次年度の要請内容を検討したい
（３）子育て支援の推進 ①子ども・子育て支援について、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施、給付型奨学金の拡充や無利子奨学金の充実、児童手当の拡充や子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止、多様な保育サービスの拡充、子ども・子育て支援新制度の実施に必要な安定財源の確保を国に求	（３）子育て支援の推進【回答：福祉子どもみらい局】 ①令和 5 年 6 月 13 日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）で示すこども・子育て政策の強化を早急に実現し、これを持続していくことと言及され、また、こども家庭庁予算で見て、2030 年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指すとされましたが、そのための安定財源の確保については具体的に示されておらず、現実に「加速化プラン」において実施する具体的な施策が実現可能なのか不透明な状況です。	（３）子育て支援の推進 ①、②要請した内容に対する、県の取り組みや国への要請などについての回答は評価できる。引き続き現状課題を確認し次年度の取り組みを検討したい。

めること。 ②保育士等の確保が厳しい状況にある中、受け皿の整備に伴い、更に多くの保育士等が必要となることから、保育士修学資金貸付等事業を継続し、引き続き保育士等の更なる処遇改善に確実につなげるための公定価格の見直しや潜在保育士の再就職支援等の推進策を国に求めること。 【継続補強：連合神奈川、神奈川県労福協】 （４）介護従事者の確保・養成と働き続けられる環境づくり ①介護事業所の深刻な介護職員不足に対応するため、介護職員等特定処遇改善加算に加えて独自の処遇改善に向けた予算を確保すること。 ②介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、介護職への理解促進とイメージアップを様々な広報媒体を活用するなど緊急にかつ財源を集中的に投下して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに介護現場における魅力ある職場づくりを促進すること。 ③要介護認定者の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するために重要な役割を果たす介護支援専門員の安定的な人材確保のため、居宅介護支援事業所における処遇改善加算の創設を国に求めること。 ④地域支援事業（統合事業）の介護予防・生活支援サービス事業価格は、介護保険法施行規則の一部改正（2021.4.1施行）により、市町村が設定できるように見直されたことから、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し、継続性のある事業を実施できるようにすること。 ⑤介護保険制度が安定したものとなるよう、原油価格や物価高騰による高齢者施設の支出増加の影響をふまえた基本報酬の改定等の財政措置の迅速な実施を国にもとめること。 【継続補強：神奈川県生協連・神奈川県労福協】 （５）ケアラーおよびヤングケアラー対策 ①ケアラー全般に関する介護、障がい者および障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等の制度間の調整を図りつつ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めて施策を講じること。	現在、国において安定財源の確保に向けた検討が進められていますので、その動向を注視し、必要に応じて国への要望を検討していきます。また、児童手当の拡充のように国が全国一律で行うべき仕組みは、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施することを、令和5年7月25日付けで全国知事会が行った「子ども・子育てにやさしい社会を実現するための提言」を通じて国に求めています。 ②県では、これまで、保育士不足の解消に向けて、保育修学資金貸付等事業や保育士・保育所支援センターによる就職支援セミナー・就職相談会の実施などにより保育士確保の取組を進めてきました。 また、保育士の処遇改善については、継続して国に要望してきており、国が処遇改善の取組みを始める前の平成24年度と比べると、令和5年度までの11年間で約18%の賃金引上げが実現しました。 今後も、県として、保育士確保の取組を進めていくとともに、公定価格の見直しや処遇改善が図られるよう、国に要望してまいります。 （４）介護従事者の確保・養成と働き続けられる環境づくり【回答：福祉子どもみらい局】 ①介護職員が慢性的に不足する状態が続いており、その要因として賃金水準の低さが指摘されていることから、職員の確保、定着に向け、賃金改善のための更なる報酬の引き上げについて国に要望しています。また、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣するなど、引き続き支援を行っています。今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。 ②県では、広く県民に介護の仕事の魅力を発信し、介護への理解や関心を高め、介護に携わる人材のすそ野を広げるため、「介護フェア」を実施するとともに、県や職能団体で運営するポータルサイトやトレインビジョン等の各種媒体を活用して、多様な人材の確保に取り組んでいます。あわせて、学生、介護未経験者、他職種からの転職者、元気高齢者等の多様な人材層を対象とした人材確保事業を実施しています。また、多様な人材層が働きやすい職場となるよう、多様な働き方や柔軟な勤務形態等、効率的、効果的な事業運営について、モデル事業所を選定して検討を行う「多様な働き方導入検討事業」を実施しており、引き続き、介護人材の安定的な確保・育成・定着に取り組めます。 ③介護支援専門員の確保や定着に向けては、処遇改善に向けた取組も重要となりますので、ベースアップに繋がるような仕組みづくりについて、機会を捉えて、国に働きかけを行ってまいります。 ④地域支援事業の総合事業（介護予防・生活支援サービス事業価格）のサービス価格について、市町村の創意工夫が発揮されるよう、介護保険法施行規則の一部改正（2021.4.1施行）にて価格の弾力化が実施され、市町村は国が定める目安の額を勘案してサービス価格を設定することが可能となりました。 総合事業のサービス価格の弾力化については、本年4月に国（厚労省老健局）が設置した「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」で議論されており、総合事業の報酬体系のあり方等を含めた議論が行われていることから、国の検討状況を注視するとともに、国の検討状況について、随時、市町村に情報提供してまいります。 ⑤高齢者施設等は国が定める公定価格等を基本として経営を行い、物価高騰を価格に転嫁することが困難ですが、こうした状況は全国共通であり、地域で異なることなく統一的な支援を行う必要があることから、介護報酬の改定を行うこと、報酬改定が行われるまでの間はその代わりとしての新たな交付金の創設や国からの直接の補助など、全国一律の支援を行うよう国に提案しています。 （５）ケアラーおよびヤングケアラー対策【回答：福祉子どもみらい局、産業労働局、教育局】 ①ケアラーへの支援は、最も身近な市町村が主体となり、福祉・教育・雇用など様々な分野の関係者が連携して対応することが必要です。そこで県では、ケアラー支援のノウハウを市町村の支援機関が参加する研修会等で共有する等、市町村でのケアラー支援の取組を後押ししていきます。なお、県庁内では、部局横断的に情報共有や意見交換を行う場を設置しており、連携できる体制を構築しています。 また、かながわ高齢者保健福祉計画をはじめ県で策定する様々な分野の計画にケアラー支援の取組を位置	（４）介護従事者の確保・養成と働き続けられる環境づくり ①、②、③、④、⑤と、要請した内容に対する、県の取り組みや国への要請、市町村との連携などについての回答は評価できる。引き続き現状課題を確認し、特に正規・非正規にかかわらず介護従事者の処遇改善が図られるよう取り組みを検討したい。 （５）ケアラーおよびヤングケアラー対策 ①、②、③、④、⑤と、要請した内容に対する、県の取り組みや国や市町村との連携などについての回答は評価できる。引き続き現状課題を確認し、特に努力義務とされる「こども家庭センター」
---	--	--

② 県内事業に対して、雇用する従業員または雇用しようとする者がケアラーである可能性があることを認識した際には、その就労と介護等との両立に資する整備に努め、当該ケアラーの意思を尊重して必要な支援に努めるよう啓発活動を強化すること。 ③ 教育機関等は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性があることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めよう施策を講じること。 ④ ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることを鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長および発達、ならびにその自立が図られるよう支援策を講じること。 ⑤ 県は、2022 年度からケアラー支援専門員の設置、ヤングケアラーLINE 相談などをはじめ、ケアラーズカフェ等の開催団体への助成に取り組んでいる。当該の関係機関は、相談者の意向を尊重しつつ、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるなど、適切なサポートが行えるよう関係機関との連携強化など相談支援体制を充実すること。 【継続補強：神奈川県労福協】	付け、全庁的にケアラー支援に取り組んでいきます。 ② 引き続き、県の広報誌やホームページへの掲載、各種セミナーなど、様々な機会を捉えて、労働関係法規の普及啓発を図ってまいります。 ③及び④ 近年、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しており、いじめや不登校、児童虐待の問題に加え、子どもの貧困やヤングケアラー等の新たな課題が顕在化しており、子どもが抱える課題や困難は、より一層複雑になり深刻化しています。 子どもの貧困やヤングケアラーなど家庭環境に困難を抱える子どもたちについては、児童相談所や市町村福祉部局など福祉の関係機関の支援に繋げる必要があります。そうした、課題や困難を抱える子どもたちを積極的かつ早期に把握し、適切な支援につなげるための教育相談体制の強化が求められています。そうしたことから、県教育委員会では、令和5年度から、子どもが抱える課題や困難を早期かつ確実にキャッチし、プッシュ型（積極的）面談等により、医療や福祉のアウトリーチにつなげていく仕組みである「かながわ子どもサポートドック」を実施し、各学校の教育相談体制の充実を図っており、その実施にあたっては、政令市を除く公立学校において心理の専門職であるスクールカウンセラー等の配置を大幅に拡充するとともに、政令市・中核市を除く公立学校において社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー等の配置を大幅に拡充しました。引き続き、ヤングケアラーをはじめ、学校だけでは解決困難な課題等を抱える子どもについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、関係機関と連携しながら支援してまいります。 ⑤ 県では、ケアラーから様々な相談を受け付ける電話及びLINE 相談窓口を設置するほか、ケアラー同士のピアサポートや交流等のための居場所の立ち上げに必要な費用を補助するなど、ケアラーに寄り添い、ニーズを把握し、必要な支援につなげられる取組を開始しています。さらに、ケアラー支援専門員による市町村や各種相談窓口等の支援機関同士のネットワーク構築や困難事例の支援に向けた情報提供等を通じて、支援機関の連携強化に取り組んでいきます。また、ヤングケアラーについては、令和6年4月から市町村に設置することが努力義務化される「こども家庭センター」において支援対象となることが想定されることから、市町村に対して「こども家庭センター」の設置を促し、ヤングケアラー支援の強化を図るよう働きかけてまいります。	設置と取り組み強化が推進されるよう期待し、今後の要請内容を検討したい。
（6）労働者協同組合法に伴う政策推進 労働者協同組合法の促進により、労働者協同組合連合会の設立が促され、❶意欲のあるすべての働く人が働くことができるよう労働市場において労働者の職業の安定が図られる、❷労働者の特性に応じて雇用の安定・促進が図られる、❸高齢者・障がい者・若年層や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進が図られる——等により、持続可能で活力ある「地方創生」や「地域共生社会」等の地域づくりの政策推進が期待されることから、以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。 (ア) 本組合制度の周知や広報、支援施策を実施するための十分な予算措置を講ずること。 (イ) 本組合制度の理解促進を図ることが重要なことから市町村職員への周知・啓発の取り組みを強化すること。 (ウ) 本組合制度の制度や設立に関する相談窓口を設置すること。 （7）若年層の自殺対策の強化 神奈川県衛生統計年報によると、年齢階級別死因について全年齢階級では「自殺」が第12位である一方、10歳～14歳まで	（6）労働者協同組合法に伴う政策推進【回答 産業労働局】 県ホームページで周知を図るほか、令和5年11月に、労働者協同組合法の趣旨や活用方法を知ってもらうことで、その意義を共有し、地域に生かし広げるためのフォーラムを実施しました。当該フォーラムでは、同法に関心のある県民や各種団体のほか、県内各市町村職員の参加も積極的に呼びかけ、基礎自治体への周知・啓発も図りました。次年度以降も同内容のフォーラム開催に向けて、必要な予算を確保していく予定です。 また、令和5年5月19日には「労働者協同組合法 総合相談窓口」を設置し、制度の概要や設立の手続き、具体的な事業実施や組織の運営に関する相談を受け付け、労働者協同組合の円滑な設立を関係機関と連携して支援しています。 （7）若年層の自殺対策の強化【回答：健康医療局】 令和4年度は、県内全体で11,824人のゲートキーパーを養成しました。その中でも精神保健福祉センターにおいては、教職員を対象に、県立学校の教職員や生徒及び保護者等に対して、自殺の現状や生きづらさを	（6）労働者協同組合法に伴う政策推進 要請した内容に対する回答は評価できる。引き続き現状課題などを見極めていく。 （7）若年層の自殺対策の強化 要請した内容に対する回答は評価できる。引き続き現状課題などを見極めていく。

は「自殺」が同率第1位、15歳～39歳までは「自殺」が第1位となっていることから、若年層に対して自殺予防に関する普及啓発や相談窓口周知の拡大・強化すること。 【継続補強：中央労福協・神奈川県労福協】 （８）外国人との共生環境整備 ①「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（関係関係会議決定）等に基づき、地域や職場における円滑な受入れやコミュニケーションの実現のための支援、外国人児童生徒の教育環境の整備、離職者や外国人留学生等に対する就職支援、在留管理体制の構築等、外国人材を適切に受け入れ、共生社会の実現を図り、日本人と外国人が安心して、安全に暮らせる社会づくりに向けて、引き続き対策の充実を図ること。	抱える生徒への関わり方等について「自殺対策に関する出前講座」を実施し、政令市含めて30回実施し、1,040人が受講しました。この他、若年層の自殺対策として令和2年度に開設した「いのちのほっとライン@かながわ」について、令和4年度に窓口を拡充しました。また、Twitter(X)やInstagramを活用して、相談窓口の広告表示をすることで相談につながるよう普及啓発にも努めています。 今後も、こうした取組みにより、幅広い方々の自殺予防を推進していきます。 （８）外国人との共生環境整備【回答 産業労働局、国際文化観光局、教育局】 ①及び③ 県立高校及び県立中等教育学校については、日本語を母語としない外国籍生徒等が在籍する学校において、生徒の指導上保護者等との意思の疎通を図るために必要な通訳派遣に係る費用を措置し、外国籍生徒等が円滑な高校生活を送れるよう支援しています。加えて、在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く在籍している定時制高校等に、外国籍生徒支援担当者（職員）を配置し、多文化教育コーディネーターと協力しながら、高校教育課と必要な支援について協議の上、学校、家庭、通訳、支援者、地域資源等をつなぐ日本語を母語としない生徒支援に必要な地域サポーターを派遣する事業を平成19（2007）年度から認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわと協働で実施しています。多文化教育コーディネーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任し、日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートし、地域のサポーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施又は通訳等の必要な支援を行っています。 かながわハイスクール人材バンク事業において、外国につながるのある生徒への学習支援員を配置しております。同事業は国庫補助を活用した事業であります。国庫補助額は年々減少している状況です。県教育委員会としては、外国につながるのある生徒への支援の必要性は認識しており、より安定的に事業を進めるためにも、十分な財政措置を国に対し要望しています。また、今後も引き続き、国に働きかけていきます。 県内の公立小・中学校において、日本語教育・母語と母文化の支援については、各市町村教育委員会が必要に応じて通訳や日本語指導協力者等の派遣を行っていますが、県教育委員会では、希望する市町村教育委員会に対して、国の補助事業を活用し事業費補助を引き続き行っています。 また、児童・生徒及びその保護者への母語支援の一環として、多言語翻訳ICT機器及び翻訳ソフト・アプリ等、ICTの活用について、市町村教育委員会に対し情報提供等を引き続き行っています。 日本語指導や学習支援、保護者への通訳派遣等の支援についても、各市町村教育委員会が必要に応じて対応していますが、県教育委員会としては、平成29（2017）年度から、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」に基づき、政令市・中核市を除く市町村に対して帰国・外国人児童生徒教育推進事業費補助を実施しています。（政令市・中核市に対しては国が直接補助を実施。） また、県教育委員会作成の「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」において、保護者とのコミュニケーションを図る際の工夫や保護者の困難さに寄り添うために留意すべき点等について言及し、教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通を図れるよう周知徹底を図っております。 外国籍の子どもの教育制度に係る相談は、県及び各市町村教育委員会において対応しています。県教育委員会としては、今後も引き続き、市町村教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、外国籍の子どもを支援する団体が作成した多言語版のガイドブックを紹介し、ガイドブックを活用した保護者への就学支援などの好事例を情報提供してまいります。 県立学校では、海外帰国生徒や外国人生徒などに日本語指導を行うための個別支援授業等を行っている学校には、各学校の実情や教育課程の実態を勘案の上、定数での加配や非常勤講師の配置を行っております。 政令市を除く県内の公立小・中学校については、県教育委員会として、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する学校が設置する「国際教室」に、担当教員を継続的に配置しています。 ①本県には、176の国・地域、約23万9千人もの外国籍県民が暮らしています。そのため本県では、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、地域社会において共に生きていくという多文化共	（８）外国人との共生環境整備 ①、②、③と要請した内容に対する、県の取り組みや市町村に対する取り組み、国への要請についての回答は評価できる。引き続き現状課題を確認し次年度の取り組みを検討したい。
--	---	---

② 技能実習生の労働条件確保については、違法な時間外労働、賃金不払残業、労働災害防止措置の未実施やハラスメントなどの根絶に向けて監督指導の強化を図ること。 ③ 外国人および外国人の子どもへの適切な支援を充実することとし、関係部署への職員加配、日本語指導補助者・母語支援員の派遣体制の確立、生活等の指導体制や相談体制の整備・拡充の充実に対する財政的措置を行うこと。 【継続補強：中央労福協・神奈川県労福協】 （９）人権が保障される共生する地域社会づくり ① 外国人の子どもの受入の際の適切な支援のための職員加配及び日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に対する制度的・財政的支援を行うこと。	生の推進を全国に先駆けて行ってきました。 具体的には、市町村や関係機関等と連携し、地域日本語教育の総合的な体制づくりを進めており、県内各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として、安心して生活し、活躍できる環境の整備を進めています。また、外国籍県民等の生活上の困り事に対しては、「多言語支援センターかながわ」による相談対応や、多言語による情報提供などを行っています。さらに、外国人留学生に対しては、就職に関する様々な相談に応じるほか、就職活動に必要なスキルを学ぶ「留学生向け就職支援講座」や、企業と留学生とのマッチングを行う「合同会社説明会」など、様々な就職支援を行っています。 今後も、多文化共生社会の実現に向けて、効果的な取組みを推進してまいります。 ②本県では、令和５年６月９日に、国の特定技能制度に係る在留資格「特定技能２号」について、対象分野を拡大する閣議決定がされたこと等を背景に、今後日本に長期に滞在する外国人の増加が想定されることから、本県に在住する全ての外国人労働者が安心して働き、生活できる環境を整えることによって、本県企業における労働力不足の改善を図るため、全庁横断的な外国人労働者支援チームを設置し、外国人労働者やその家族からのご相談に応じています。 なお、神奈川労働局、管内労働基準監督署及び外国人技能実習機構が、実習実施者に対して監督指導を実施しており、県では行っていません。 ③県では、外国籍県民相談事業の中で、教育相談を実施しており、外国籍児童・生徒の教育にかかる様々な相談に対して、多言語及び「やさしい日本語」により、必要な情報の提供や適切な助言を行っております。また、「多言語支援センターかながわ」では、日本語を母語としない外国籍県民等が日常の生活で通訳を必要とする場合に一般通訳の紹介を行っており、教育機関でも学校の三者面談での通訳支援などご利用いただいています。 （９）人権が保障される共生する地域社会づくり【回答 福祉子どもみらい局、教育局】 ①県立高校及び県立中等教育学校については、日本語を母語としない外国籍生徒等が在籍する学校において、生徒の指導上保護者等との意思の疎通を図るために必要な通訳派遣に係る費用を措置し、外国籍生徒等が円滑な高校生活を送れるよう支援しています。加えて、在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く在籍している定時制高校等に、外国籍生徒支援担当者（職員）を配置し、多文化教育コーディネーターと協力しながら、高校教育課と必要な支援について協議の上、学校、家庭、通訳、支援者、地域資源等をつなぐ日本語を母語としない生徒支援に必要な地域サポーターを派遣する事業を平成 19 (2007) 年度から認定 N P O 法人多文化共生教育ネットワークかながわと協働で実施しています。多文化教育コーディネーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任し、日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートし、地域のサポーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施又は通訳等の必要な支援を行っています。 かながわハイスクール人材バンク事業において、外国につながるのある生徒への学習支援員を配置しております。同事業は国庫補助を活用した事業であります。国庫補助額は年々減少している状況です。県教育委員会としては、外国につながるのある生徒への支援の必要性は認識しており、より安定的に事業を進めるためにも、十分な財政措置を国に対し要望しています。また、今後も引き続き、国に働きかけていきます。県内の公立小・中学校において、日本語教育・母語と母文化の支援については、各市町村教育委員会が必要に応じて通訳や日本語指導協力者等の派遣を行っています。県教育委員会では、希望する市町村教育委員会に対して、国の補助事業を活用し事業費補助を引き続き行っています。 また、児童・生徒及びその保護者への母語支援の一環として、多言語翻訳 I C T 機器及び翻訳ソフト・アプリ等、I C T の活用について、市町村教育委員会に対し情報提供等を引き続き行っています。日本語指導や学習支援、保護者への通訳派遣等の支援についても、各市町村教育委員会が必要に応じて対応していますが、県教育委員会としては、平成 29 (2017) 年度から、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教	（９）人権が保障される共生する地域社会づくり ①、②、③と要請した内容に対する、県の取り組みや市町村に対する取り組み、国との連携についての回答は評価できる。引き続き現状課題を確認し次年度の取り組みを検討した
--	--	---

②日本が批准する国際人権規約は、すべての人に教育に関する権利を認め、初等教育は「義務的なものとし、すべての者に対して無償とする」とあり不就学の放置は許されない。県ならびに県内市町村に外国籍家族・児童の転入時や不就学児童へのフォローと連絡などを丁寧に対応すること。 ③「ヘイトスピーチ（差別扇動）」や「ヘイトクライム（差別的動機による犯罪）」を許すことなく、不当な差別的言動を許さない社会環境づくりをめざし、ヘイトスピーチの規制を目的とした条例を制定すること。 【継続補強：連合神奈川、神奈川県労福協】	育の推進支援事業」に基づき、政令市・中核市を除く市町村に対して帰国・外国人児童生徒教育推進事業費補助を実施しています。（政令市・中核市に対しては国が直接補助を実施。） 県立学校では、海外帰国生徒や外国人生徒などに日本語指導を行うための個別支援授業等を行っている学校には、各学校の実情や教育課程の実態を勘案の上、定数での加配や非常勤講師の配置を行っております。政令市を除く県内の公立小・中学校については、県教育委員会として、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する学校が設置する「国際教室」に、担当教員を継続的に配置しています。 ②県立高校においては、日本語を母語としない方向けに、多言語版の「公立高校入学のためのガイドブック」を10言語で作成し、神奈川県公立高校を受検するに当たり、必要な情報を周知しています。また、各学校で実施する学校説明会や入学予定者説明会では、必要に応じて通訳の派遣を行っています。高校入学後についても、保護者と円滑なコミュニケーションが取れるよう、三者面談等において通訳の派遣を行っています。外国につながるのある生徒への支援については、地域で活動するNPOと協働しながら、支援の充実に努めていきます。公立小・中学校においては、外国籍等の児童・生徒の就学・転入学については、市町村教育委員会の指導主事等を対象とする会議の場で、外国籍の子どもを支援する団体が作成した多言語版のガイドブックを紹介し、ガイドブックを活用した保護者への就学支援などの好事例を情報提供することにより、丁寧に対応できるよう引き続き取り組んでいきます。県立特別支援学校においては、外国につながるのある児童・生徒等の教育の充実のために、保護者への配慮として、面談や説明会の場で、丁寧に分かりやすく伝えるとともに、必要に応じて通訳を依頼しています。 ③県では、これまで啓発活動等において、「ヘイトスピーチ、許さない。」というメッセージを繰り返し発信してきました。また、条例制定も含めた実効性のある取組については、先行自治体の条例を研究するほか、「かながわ人権政策推進懇話会」からの意見聴取や、有識者等へのヒアリングを実施してきました。有識者からは、どのような行為が規制や罰則の対象となるのか、慎重な検討を重ねる必要があるなどの意見や、規制がない現行法制度の下で、条例でどのように実効性を担保していくのか、といった課題について御指摘をいただいています。そこで、まずは「ヘイトスピーチ、許さない。」という県の姿勢を示すため、令和3年度に「かながわ人権施策推進指針」を改定し、ヘイトスピーチについても施策の方向性をしっかりと位置付けました。また、令和元年度から、インターネット上で行われるヘイトスピーチの被害拡大を防ぐため、差別的書込みをモニタリングし、法務局を通じて削除依頼を実施するとともに、ヘイトスピーチでお悩みの方を対象とした弁護士による専門相談窓口を設置し、法律上の支援などを実施しています。今後とも、ヘイトスピーチの被害を受けた方へのきめ細かな支援や、国等と連携した啓発等を継続して実施することで、不当な差別的言動を許さない社会環境づくりを推進してまいります。	
---	---	--